令和７年（フ）第３８号
宮城県登米市津山町横山字本町121番地26
津山横山本町住宅Ｄ－７号、従前の住所宮城県登米市迫町北方字石打坂91番地１　スマイルハウスむさし
破産者　平山　　勉
１　決定年月日　令和８年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

令和７年（フ）第５３号
宮城県登米市豊里町寿崎74番地
破産者　遠藤　俊哉（旧姓工藤）
１　決定年月日　令和８年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

令和８年（フ）第６７号
山形県米沢市東３丁目９番24号　ＰＵＲＥ・ＥＡＳＴ－Ａ102号室
破産者　大泉　勝宏
１　決定年月日　令和８年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

令和８年（フ）第４５号
栃木県栃木市箱森町25番４号
破産者　大森　陽菜
１　決定年月日　令和８年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

令和８年（フ）第５５号
栃木県小山市三峯２丁目３番13号　Ｙ＆Ｍ胡桃　302号室
破産者　嶋田　和明
１　決定年月日　令和８年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

令和８年（フ）第５５号
群馬県邑楽郡大泉町大字寄木戸108番地　ロイモンテーニュ104号、前住所群馬県太田市東矢島町169番地19
破産者　本間頼子こと　ホンマ　エリダ　ヨリコ
１　決定年月日　令和８年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

令和８年（フ）第５６号
群馬県伊勢崎市馬見塚町2331番地１
破産者　本間ヒデキこと　ホンマ　ダ　シルバ　アラン　ヒデキ
１　決定年月日　令和８年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

令和８年（フ）第１２３号
埼玉県本庄市朝日町２丁目21番17号　スクエアガーデンＧ102、旧住所埼玉県本庄市日の出２丁目５番22号　県営本庄北諏訪団地１号棟402
破産者　松木　エンリケ　タケシこと　ＭＡＴＳＵＫＩ　ＨＥＮＲＩＱＵＥ　ＴＡＫＥＳＨＩ
１　決定年月日　令和８年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第１２４号
埼玉県本庄市朝日町２丁目21番17号　スクエアガーデンＧ102、旧住所埼玉県本庄市日の出２丁目５番22号　県営本庄北諏訪団地１号棟402
破産者　サントス　マツキ　ビアンカ　カミラ（ＳＡＮＴＯＳ　ＭＡＴＳＵＫＩ　ＢＩＡＮＣＡ　ＣＡＭＩＬＡ）
１　決定年月日　令和８年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第１４７号
埼玉県児玉郡神川町大字関口181番地１
破産者　坂田　弘樹
１　決定年月日　令和８年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第１５２号
埼玉県行田市矢場２丁目５番13号
破産者　村瀬　俊勝
１　決定年月日　令和８年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第１５４号
埼玉県児玉郡神川町大字小浜604番地１　川野アパート５号棟
破産者　和田　安正
１　決定年月日　令和８年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第１９１号
埼玉県熊谷市成沢1144番地60　グランドホームＮＡＲＩＳＡＷＡ、旧住所群馬県太田市新野町938番地２　グランドホームＮＩＩＮＯＴＹＯＵ２
破産者　北上　芳栄
１　決定年月日　令和８年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第２０９号
埼玉県熊谷市下川上128番地２
破産者　内田　拓磨
１　決定年月日　令和８年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第１２４８号
横浜市鶴見区東寺尾東台７番７－５号
破産者　藤倉　沙織
１　決定年月日　令和８年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１２８７号
横浜市旭区今宿１丁目50番20―１号
破産者　黒川　敏江（旧姓粕谷・安田）
１　決定年月日　令和８年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１３７３号
横浜市旭区今宿西町577番地６　内海テラスハウス１号室
破産者　齊藤　仁彦
１　決定年月日　令和８年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５７号
川崎市中原区井田３丁目19番14号　八千代ハイツ　302
破産者　菅谷工業こと　菅谷　義一
１　決定年月日　令和８年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係